

「令和八年熊本地震」により被災された方々の 権利利益(交通関係法令)に関する満了日の延長について

○ 令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律の概要について

本年7月28日に発生した令和8年熊本地震の深刻な被害状況を受け、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」(平成8年法律第85号)に基づき、「令和8年熊本地震」を特定非常災害として指定するとともに、**特定権利利益(運転免許証の有効期限等)の延長期日を令和9年1月27日とすること、特定義務(安全運転管理者等の届出義務等)の免責期限を本年11月27日とすること**等が政令、告示により定められました。

具体的内容につきましては、次のとおりです。

1 有効期間の延長

(1) 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(以下「特措法」といいます。)第3条第1項及び第2項に規定されているもの

ア 対象の方

令和8年7月28日時点で災害救助法が適用される熊本県の21市町村(別添、適用地域参照)に住所を有していた方又は法人

イ 有効期間の延長

令和9年1月27日まで

ウ 満了日が延長される「交通警察に係る特定権利利益」の主な項目及び問い合わせ先は下記一覧のとおり

番号	特措法第3条第1項及び第2項関係の概要	根拠条文		問合せ先
		法形式	法令の名称及び該当条項	
1	放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行うとする法人に係る公安委員会の登録の有効期間の延長	法律	道路交通法第51条の8第6項	熊本県 熊本県警察本部交通部 交通指導課 096-381-0110
2	仮免許の有効期間の延長	法律	道路交通法第87条第6項	熊本県警察本部交通部 運転免許試験課 096-233-0116
3	運転免許試験の合格の効力の延長	法律	道路交通法第90条第1項	熊本県警察本部交通部 運転免許試験課 096-233-0116
4	免許証等の有効期間の延長	法律	道路交通法第95条の6第1項 道路交通法第95条の6第2項	熊本県警察本部交通部 運転免許課 096-233-0110
5	路上練習をした者が運転免許試験を受けることができる期間の延長	法律	道路交通法第96条の2	熊本県警察本部交通部 運転免許試験課 096-233-0116
6	取消処分講習を受けた者が運転免許試験を受けることができる期間の延長	法律	道路交通法第96条の3第1項 (同条第2項において準用する場合を含む。)	熊本県警察本部交通部 運転免許試験課 096-233-0116
7	運転免許試験が一部免除される卒業証明書、修了証明書の有効期間の延長等	法律	道路交通法第97条の2第1項第1号 道路交通法第97条の2第1項第2号 道路交通法第97条の2第1項第3号 道路交通法第97条の2第1項第3号イ 道路交通法第97条の2第1項第3号ロ 道路交通法第97条の2第1項第3号ハ 道路交通法第97条の2第1項第4号 道路交通法第97条の2第1項第5号	熊本県警察本部交通部 運転免許試験課 096-233-0116
8	再試験の免除の期間の延長	法律	道路交通法第100条の2第1項第1号 道路交通法第100条の2第1項第2号	熊本県警察本部交通部 運転免許試験課 096-233-0116
9	高齢者講習を受けてから免許証等の更新を受けるまでの期間の延長	法律	道路交通法第101条の4第1項 道路交通法第101条の4第2項 道路交通法第101条の4第3項	熊本県警察本部交通部 運転免許課 096-233-0110

10	過去の免許期間として評価される期間の延長(二人乗り運転)	政令	道路交通法施行令第26条の3の3第1項第2号 (同条第3項において準用する場合を含む。) 道路交通法施行令第26条の3の3第1項第3号 (同条第3項において準用する場合を含む。) 道路交通法施行令第26条の3の3第2項第1号 (同条第4項において準用する場合を含む。) 道路交通法施行令第26条の3の3第2項第2号 (同条第4項において準用する場合を含む。)	熊本県警察本部交通部 運転免許試験課 096-233-0116
11	過去の免許期間として評価される期間の延長(初心運転者標識の表示義務の免除)	政令	道路交通法施行令第26条の4第1項第1号 道路交通法施行令第26条の4第1項第2号 道路交通法施行令第26条の4第1項第3号 道路交通法施行令第26条の4第2項第1号イ 道路交通法施行令第26条の4第2項第1号ロ 道路交通法施行令第26条の4第2項第1号ハ 道路交通法施行令第26条の4第2項第1号ニ 道路交通法施行令第26条の4第2項第2号イ 道路交通法施行令第26条の4第2項第2号ロ 道路交通法施行令第26条の4第2項第2号ハ 道路交通法施行令第26条の4第2項第2号ニ	熊本県警察本部交通部 運転免許試験課 096-233-0116
12	取得時講習の免除を受けることができる期間の延長	政令	道路交通法施行令第33条の5の3第1項第1号ロ 道路交通法施行令第33条の5の3第1項第1号ハ 道路交通法施行令第33条の5の3第1項第1号ホ 道路交通法施行令第33条の5の3第1項第2号 道路交通法施行令第33条の5の3第1項第2号ハ 道路交通法施行令第33条の5の3第2項第1号ロ 道路交通法施行令第33条の5の3第2項第1号ハ 道路交通法施行令第33条の5の3第2項第1号ホ 道路交通法施行令第33条の5の3第2項第2号 道路交通法施行令第33条の5の3第2項第2号ハ 道路交通法施行令第33条の5の3第3項第2号 道路交通法施行令第33条の5の3第3項第3号 道路交通法施行令第33条の5の3第4項第1号ロ 道路交通法施行令第33条の5の3第4項第1号ハ 道路交通法施行令第33条の5の3第4項第2号	熊本県警察本部交通部 運転免許試験課 096-233-0116
13	路上練習の免除を受けることができる期間の延長	政令	道路交通法施行令第34条の2第1号イ 道路交通法施行令第34条の2第1号ロ 道路交通法施行令第34条の2第1号ホ 道路交通法施行令第34条の2第2号ロ 道路交通法施行令第34条の2第2号ニ	熊本県警察本部交通部 運転免許試験課 096-233-0116
14	運転免許試験の一部免除を受けることができる期間の延長	政令	道路交通法施行令第34条の5第1号ハ 道路交通法施行令第34条の5第2号ハ 道路交通法施行令第34条の5第3号ロ 道路交通法施行令第34条の5第3号ハ 道路交通法施行令第34条の5第3号ニ 道路交通法施行令第34条の5第4号 道路交通法施行令第34条の5第5号 道路交通法施行令第34条の5第6号	熊本県警察本部交通部 運転免許試験課 096-233-0116
15	更新時講習の免除を受けることができる期間の延長	政令	道路交通法施行令第37条の6第1号 道路交通法施行令第37条の6第2号 道路交通法施行令第37条の6第3号 道路交通法施行令第37条の6の2第1号 道路交通法施行令第37条の6の2第2号	熊本県警察本部交通部 運転免許課 096-233-0110
16	運転免許の取消しを受けた者が運転経歴証明書の交付又は運転経歴情報の記録を受けることができる期間の延長	政令	道路交通法施行令第39条の2の6第1項 (同条第2項において準用する場合を含む。)	熊本県警察本部交通部 運転免許課 096-233-0110
17	過去に受けた免許として評価される期間の延長(初心運転者標識の表示義務の免除)	政令	道路交通法施行令の一部を改正する政令(平成28年政令第258号)附則第9条第1号 道路交通法施行令の一部を改正する政令(平成28年政令第258号)附則第9条第2号	熊本県警察本部交通部 運転免許試験課 096-233-0116
18	免許申請書に添付する取得時講習等の受講証明書の有効期間の延長	府令	道路交通法施行規則第18条の2第1項	熊本県警察本部交通部 運転免許試験課 096-233-0116
19	運転免許試験が一部免除される高齢者講習等の受講期間の延長	府令	道路交通法施行規則第26条の2	熊本県警察本部交通部 運転免許試験課 096-233-0116
20	認知機能検査等の免除を受けることができる期間の延長	府令	道路交通法施行規則第26条の4第1号 道路交通法施行規則第26条の4第2号 道路交通法施行規則第26条の4第3号 道路交通法施行規則第29条の2の3第1号 道路交通法施行規則第29条の2の3第2号 道路交通法施行規則第29条の2の3第3号	熊本県警察本部交通部 運転免許課 096-233-0110
21	過去の技能検定員審査又は教習指導員審査における成績等の効力の延長	府令	技能検定員審査等に関する規則第17条第1項第1号	熊本県警察本部交通部 運転免許試験課 096-233-0116
			技能検定員審査等に関する規則第17条第1項第2号	熊本県警察本部交通部 運転免許試験課 096-233-0116
22	免許取得時に一般運転者講習を受けることが可能となる特定失効者の該当事由に係る期間の延長	府令	運転免許に係る講習等に関する規則第5条第1項	熊本県警察本部交通部 運転免許試験課 096-233-0116

- (2) 特措法第3条第3項に規定されているもの
- ア 対象となる方
上記(1)に掲げるもののほか、特定非常災害の被害者であって、その特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により、個別に満了日の延長の申出を行った方です。
- イ 有効期間の延長
令和9年1月27日まで

- 2 履行期限内に行えなかった義務の行政上・刑事上の免責(特措法第4条第1項関係)
- (1) 対象となる義務
義務の不履行について、行政上及び刑事上の責任を問われることがなくなる義務は、交通警察関係では次のとおりです。

番号	特措法第4条1項関係の概要	根拠条文		問合せ先
		法形式	法令の名称及び該当条項	熊本県
1	安全運転管理者等の選任及び解任の届出	法律	道路交通法第74条の3第5項	熊本県警察本部交通部 交通企画課 096-381-0110
2	特定小型原動機付自転車運転者講習の受講	法律	道路交通法第108条の3の5第1項	熊本県警察本部交通部 交通企画課 096-381-0110
3	自転車運転者講習の受講	法律	道路交通法第108条の3の5第2項	熊本県警察本部交通部 交通企画課 096-381-0110
4	保管場所の変更等の届出	法律	自動車の保管場所の確保等に関する法律第7条 自動車の保管場所の確保等に関する法律第13条第3項 自動車の保管場所の確保等に関する法律附則第6項	熊本県警察本部交通部 交通規制課 096-381-0110
5	自動車運転代行業に係る変更の届出	法律	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第8条第1項 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第8条	熊本県警察本部交通部 交通企画課 096-381-0110
		政令		

- (2) 免責期限
令和8年11月27日まで

- 3 みなさまへのお願い
- 本件に関する問い合わせ先は、上記の一覧に記載したとおりですが、執務時間外の問い合わせは担当者不在等の理由により、回答できない場合があります。
- 皆様の問い合わせにしっかりとお答えするためにも、執務時間内の問い合わせに御協力をお願いします。